

令和3年土幌町議会第1回定例会

1 議事日程 令和3年3月9日(火曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 大西 米明 議員

新型コロナワクチンの接種について

2 清水 秀雄 議員

新型コロナ感染症検査の抜本的拡充を

3 曾我 弘美 議員

土幌町における観光の現状と今後の方向性について

日程番号3 議案第12号 土幌町地方創生推進会議設置条例案

日程番号4 議案第13号 土幌町空家等対策協議会設置条例案

日程番号5 議案第14号 土幌町成年後見制度申立審査会設置条例案

日程番号6 議案第15号 土幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会設置条例案

日程番号7 議案第16号 土幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業利用判定等
会議設置条例案

日程番号8 議案第17号 土幌町地域ケア会議設置条例案

日程番号9 議案第18号 土幌町農業委員会候補者評価委員会設置条例案

日程番号10 議案第19号 土幌町開町記念事業検討委員会設置条例案

日程番号11 議案第20号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

日程番号12 議案第21号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例案

日程番号13 議案第22号 土幌町スクールバス管理条例の全部を改正する条例案

日程番号14 議案第23号 土幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案

日程番号15 議案第24号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

日程番号16 議案第25号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

日程番号17 議案第26号 土幌町指定地域密着型サービス事業の人為、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号18 議案第27号 土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号19 議案第28号 土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並
びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号20 議案第29号 土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号21 議案第30号 令和3年度土幌町一般会計予算

- 日程番号22 議案第31号 令和3年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
 日程番号23 議案第32号 令和3年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程番号24 議案第33号 令和3年度士幌町介護保険事業特別会計予算
 日程番号25 議案第34号 令和3年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
 日程番号26 議案第35号 令和3年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
 日程番号27 議案第36号 令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
 日程番号28 議案第37号 令和3年度士幌町国民健康保険病院事業特別会計予算

2 出席議員（12名）

- | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 1番 加藤 宏一 | 2番 河口 和吉 | 3番 大西 米明 | 5番 伊藤 健蔵 |
| 6番 清水 秀雄 | 7番 牧野 圭司 | 8番 曾我 弘美 | 9番 中村 貢 |
| 10番 森本 真隆 | 11番 大野 明 | 12番 矢坂 賢哉 | 13番 秋間 紘一 |

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

- | | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 町長 | 小林 康雄 | 教育長 | 堀江 博文 |
| 代表監査委員 | 佐藤 宣光 | | |

5 町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|----------|-------|-----------|-------|
| 副町長 | 高木 康弘 | 総務企画課長 | 亀野 倫生 |
| 会計管理者 | 上野 清子 | 町民課長 | 藤内 和三 |
| 保健福祉課長 | 藤村 延 | 健康介護担当課長 | 三島 裕子 |
| 産業振興課長 | 西野 孝典 | 建設課長 | 増田 優治 |
| 道路維持担当課長 | 佐藤 英明 | 建設課施設担当課長 | 田中 敏博 |
| 子ども課長 | 角田 淳二 | 特老施設長 | 佐藤 慶岩 |
| 病院事務長 | 土屋 仁志 | 消防課長 | 土屋 政勝 |

6 教育長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 参事 | 川口 久 | 教育課長 | 小野寺 務 |
| 給食センター所長 | 齋藤 英雄 | 高校事務長 | 藤井 由美 |

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 三島 重浩 |
|------|-------|

8 職務のため出席した者

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 矢野 秀樹 | 総務係長 | 猪狩 賢明 |
|------|-------|------|-------|

議事録 令和3年3月9日

会議の経過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、伊藤健蔵議員及び6番、清水秀雄議員を指名します。</p>
2		<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、大西米明議員。</p>
	大西議員	<p>おはようございます。新型コロナワクチンの接種について町長に伺います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のワクチンは、市区町村が住民への接種業務を担うことになっていますが、本町における準備状況及び今後の接種計画について伺います。</p>
	秋間議長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
	小林町長	<p>それでは、大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が発生して1年が経過しましたが、国内における感染者は43万人、死亡者8,000人、道内においては感染者1万9,000人、死亡者690人であります。第3波における感染者は、1日当たり1,000人と終息に向かう状況であります。減少数の下げ止まり状況と併せ、変異株が増加するなど、依然として予断を許さない状況にあります。</p> <p>そのような状況にあって、新型コロナウイルス感染症対策として重要懸案事項となっているのがワクチンの接種であります。昨年12月2日に改正予防法が成立し、費用は国が全額負担、実施主体は市町村、国民は接種の努力義務を負うこととされ、接種対象者は16歳以上の国民で、高齢者や重いアレルギー反応経験者は除くこととされております。接種回数は、本町で使うファイザー社製では3週間を空けて2回接種することとされております。それから、3つ目として接種時期及び対象者でありますけれども、2月下旬から医療従事者を先行接種として4万人を対象にして実施されているものであります。それから、2番目として、3月中旬から医療従事者480万人に接種をすとして、4月以降順次、1つは65歳以上の高齢者3,600万人、基礎疾患のある人820万人、高齢者施設などの職員200万人、60歳から64歳の人750万人、その他、16歳から59歳までと続くものであります。そういう計画でありましたが、ワクチンの供給が大幅に遅れる見通しであることから、接種も不確定要素が多く、高齢者の接種開始は5月になる見込みであります。市町村においては、国からの情報発信不足や接種を担うスタッフの確保など課題も多くある中、接種に向けて準備作業を進め</p>

ているところであります。

ご質問の本町における準備状況及び接種計画については、これまでも議会で概要の説明を行ったところでありますが、国の接種計画に基づき、保健福祉課及び国保病院を中心にした接種体制の下、検討協議を重ねるとともに、2月24日には関係者参加の下、シミュレーションを行い、接種時間や工程などの確認を行ったところであります。

当面の接種計画については、1つ、接種方法については集団接種とするものでありますが、ただし特養、愛風会、グループホームなど高齢者施設については巡回接種とする予定であります。接種場所については、町民保健センターであります。接種時間は、13時30分から16時30分の午後3時間を予定しているところであります。4番目として、時間当たりの接種数でありますけれども、シミュレーション等の結果により、2か所の接種で1時間当たり30人をめどとして接種スケジュールを編成予定であります。接種人数でありますけれども、高齢者については本町施設入所者を除いて1,927人の80%、1,541人であります。それから、施設入所者数については175人として接種計画を調整中であります。

それから、接種までの工程でありますけれども、接種券を郵送し、2番目として電話予約専用ダイヤルを使いながら予約を受け付けるものであります。その後、3番目として案内文書と予約票を送付、次に接種となるわけでありますけれども、接種においては受付、予診、接種の後、健康観察として15分から30分と規定をされているところであります。その後、接種済み証と2回目の接種案内を渡し、接種は終了するものであります。7番目として接種体制でありますけれども、国保病院の医師、看護師、それから町の保健師のほか、事務職は保健福祉課、それから他課からの応援として対応する予定であります。そのほかとして、アナフィラキシーショックなどの緊急時の対応、あるいは支援が必要な人への移動支援についてはハイヤー券を発行する予定で協議中であります。それから、町民への周知については、町広報、役場だより、案内チラシ、ホームページなどについて行う予定で、これらについて現在協議検討を行っているところであります。

国や道の情報を踏まえながら、以上のとおり接種計画を進めているところでありますが、国からの情報発信の不足、とりわけコロナワクチンの供給が見通せない状況であり、その動向によっては接種計画を変更せざるを得ないところであります。しかし、ワクチン接種はコロナウイルス感染防止対策の大きな鍵であり、ワクチン供給をはじめ不確定の要素も多々ありますが、どのような状況に対しても適切に対応しながら、スムーズに安全な接種に万全を期してまいりたい所存であります。

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長 大西議員	<p>再質問があれば許します。3番、大西議員。</p> <p>今の町長の答弁では、高齢者の受診率が約8割ということで、インフルエンザの予防ワクチンでも大体50%いかない。だから、インフルエンザから見たら倍以上のワクチン接種になるのだと思いますけれども、その根拠はどういう根拠で80%というのをたたき出したのか。たくさん受けてくれればいいのです。集団免疫にするためには65%という話もありますけれども、90%、それでコロナを抑え込めるということでもありますから、なるべく高い接種率になったほうがいいのですけれども、2割の人が受けない理由は条件が整わなくて接種ができないのか、今までのワクチン接種でいろいろな障害があったりなんかして、それを見ながら私は受けないのだという人がいるのか。その辺の8割の根拠をお聞きしたいと思います。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>普通のインフルエンザの予防接種とするとそのくらいなのですが、ただコロナワクチンの場合は普通のインフルエンザより注目が高いということで、十勝のアンケート調査でも大体8割ぐらいではないかということでもありますから、本町としても何とか8割くらいの方に受けていただくということで接種計画を立てて推進をしていく。特にそのためにはしっかりPR等を、町民にその必要性についてしっかりお知らせをするという、そういう取組をしていきたいと思えます。</p>
秋間議長 大西議員	<p>3番、大西議員。</p> <p>8割というのは希望的観測で8割ということですが、いずれにしてもいろんな条件で接種ができない人もいるのだと思います。それで、今答弁書から順次、そういう人が棄権しないでも済むように、1つずつどうなっているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>それで、まず一番初めに、全町民に接種券、クーポン券を配って、そこから希望者は電話で、2台の電話を設置するそうですが、それに電話で予約をするということによろしいのですか。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>一応基本的には区分ごとに行うのです。例えば最初高齢者ということで、今5月ということで、取りあえず高齢者対象に接種券を送付するというので、その区分、区分でやっていくことになるのではないかと思いますけれども、あと詳細については担当課長のほうから答えさせていただきますけれども、以降具体的な詳細の事項については副町長あるいは担当課長のほうから答えさせていただきたいと思えます。</p>
秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村のほうからご説明させていただきます。</p> <p>先ほど町長のお話、答弁にもあったとおり、ワクチンの確保がなか</p>

なかスムーズにっていないというふうに国のほうから報道がされております。ですので、基本はワクチンの確保ができてから、もしくは国のほうからワクチン、土幌に来る数が見込みがついてから各区分ごとの対象者に送付する予定でございます。

もう一点、電話の2台での予約ということでございますが、こちらのほうは2台で電話で基本的には予約を受け付けたいと考えております。

高齢者以外の部分は、順次国からのワクチンの確保数によってリアルタイムに町民に周知していきたいと考えております。

以上です。

秋間議長 再質問あれば許します。3番、大西議員。

大西議員 私の聞いているのだけずつ答えてください。まずは、とっ始めの全町民、今高齢者の部分ですから、高齢者の部分で言います。高齢者、約2,100人土幌町にいますけれども、その人に全員にクーポン券を送付すると、そこから予約したい人は電話で予約するというものでいいのですね、分かりました。

それで、予約は専門ダイヤルでやるのですけれども、町としても人のほうでは他課の応援をもらうということですが、多分コロナワクチンって下手したら年内、1年間全部かかるのだと思うのです。ですから、保健福祉課も通常業務がある中でこれを全部担当するとすると非常に大変なのだと思うのです。だから、相談室なのか、ワクチン接種推進室なのか、形はいいのですけれども、やはり保健福祉課の人だけでは無理だと思うので、他課からも何人かで5人ぐらいで一つのチームをつくって対応していかないと日常業務が衰退していくのだと思います。それで、ぜひそういうふうな受入れをしてほしいと思います。

それから、案内文書と予約票を送付するということですが、案内文書というのはどういう文書のことを指しているのですか。

秋間議長 町長。

小林町長 まず、体制については、今言われたようにやっぱりチームとしてやらなければ進まないということがありますし、間違いがあってはならないので、そういうチーム体制をしっかりとしていきたいと思ひますし、保健福祉課、病院が中心になるのでありますけれども、しっかり全庁で支援する体制をつくってきたいと思ひます。

それから、案内文書のことについては、担当課長からお答えさせていただきます。

秋間議長 健康介護担当課長。

三島保健 それについては、三島のほうからお答えしたいと思ひます。

福祉課 案内文書については、専用ダイヤルのほうで予約を入れていただき

健康介護 担当課長	<p>ますので、予約券というか、予約日を書いたものと、あと接種当日に注意していただきたいことだとか、その辺の文書と、あと予約票は当日体調の部分を確認するものを送る予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長 大西議員	<p>3番、大西議員。</p> <p>インフルエンザの場合は、予診票を書き込んでと先に来るのです。コロナワクチンの予診票を私も手に入れて見たのですけれども、現場に行ってこれ書けといってもなかなか高齢者は難しいのだと思うのです。ですから、これも一緒に説明文の中で送ってあげたほうがスムーズに接種のときにいくのでないかと思うのですけれども、これは予約票と一緒に送るとい気はありますか。</p>
秋間議長 三島保健 福祉課 健康介護 担当課長	<p>健康介護担当課長。</p> <p>三島のほうからお答えしたいと思います。</p> <p>ここに予約票と書いてあるのですけれども、予診票も中に入れる予定でございます。予診票は本人に記入していただくのですけれども、当日予診確認ということで保健師2名が予診の内容を確認して、診察のほうに回す予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
秋間議長 大西議員	<p>3番、大西議員。</p> <p>後からつけ加えて言わないで初めから私が聞いたときに案内文の中にと言ってくれないと、そこで言ってくれないからまた私同じこと聞かないとならないのですから、ぜひそういうようにしてください。</p> <p>それから、接種の④で答えてくれて、受付、予診、接種と健康観察とあるのですが、シミュレーションでやったときにこの形でシミュレーションやったのですか。ここに書いてあるとおりで、受付、予診ということで。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>一応そういう流れを設定をしてシミュレーションをやったわけでありましてけれども、そうすると私ども医者の方から接種するまでを大体3分くらいということとすると、シミュレーションすると10分かかる。受付で大体10分かかるので、できればさっき言ったいろんな質問等は受付の中でやらせて、あとスムーズに案内をしながら、その後15分以上の観察期間がありますから、大体1人30分くらいはかかるのではないかと、そういう想定をしているところであります。</p>
秋間議長 大西議員	<p>3番、大西議員。</p> <p>それで、細かいことになってしまいますけれども、④の受付から始まり、予診、接種となっているのですが、普通よそのまちでシミュレーションやっている資料を見ますと、まず初めに検温から始まって、それから受付、それから予診票の記入、確認、医師による問診、接種、そして副作用があるかどうかというような流れになっているの</p>

ですけれども、結構うちの場合は飛んでいるから、このぐらいきちっとやらないと駄目なのだと思いますけれども、普通は検温はとっ始めにやるのだと思いますけれども、そういうのもなしに一応受付、予診、接種と簡単にいっていいのですか。

秋間議長
小林町長

町長。

一応受付という中に今言ったことも含まれている。厳密に言うと、まずおいでになったら検温、消毒をして、それから受付をして、予診票の確認と保健師がいろいろ聞き取りをするということで、その後医師の予診に行って、接種をして、あと接種済み証を発行したり、観察をするという、そういう流れで、医師1人、それから看護師が大体今3名という想定をしているので、それで接種については2か所でやるという想定しているのですけれども、その前に保健師2名の前に事務レベルが10人くらい対応して、スムーズに行くようにということを想定しながら、そういう体制でやりたいというふうに思っているところでございます。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。3番、大西議員。

いずれにしても、今日基本的なことはきちっと答えられたことが私らは町の方針だと思って町民にも報告しますので、ぜひここで、ワクチンが来るか来ないか、これは想定できませんけれども、設置のやり方だとかいろんなことはきちっと答えてもらって、それから変わらないようにしてほしいのです。そうでないと、我々議員もこっち側と見られますから、それが町民の中で広がっていくと、それが変わってしまうと困りますので、それでまず少なくともいろんな条件で接種に来たくても来れない人もいるのだと思います。まず、高齢者の独居老人の移動手段、ワクチンを打つときの手段はどのような形。町長がこの間障がい者や何かについてはハイヤー券をとという話がありましたけれども、土幌町に約200人ぐらいの独居老人がおりますので、その人たちの足がある人はいいのですけれども、ない人は受けたくても受けられないということでもありますから、それをどういう手段を使って移動手段を持とうとしているのかお聞きします。

秋間議長
小林町長

町長。

当然今おっしゃったとおり、接種に来ることができないというか、難しい人もいらっしゃるという想定をしている中で、支援が必要な方についてはハイヤーをご利用いただくということでハイヤー券を送付をしたいということで、新年度予算の中にも2,000万円の予算要求をしているところであります。それを使っていただきながら、支援が必要な方についてはそういう交通の支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

秋間議長
大西議員

3番、大西議員。

ぜひハイヤー券や何かで接種する条件を満たしてあげてほしいと思

いますので、独居老人のところに接種の案内を出すときに、そういうこともちゃんと入れてやったほうがサービスになるのかなと思います。

それで、接種会場に来れない人、というのは自宅で寝たきりで動けない人、または他町村の病院に入院している人、そういう人らはどういう形で接種ができるのか、する方法があるのかお聞きします。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村のほうからお答えさせていただきます。

国の周知Q Aでは、そういう方々にも配慮するということになっていきますので、現段階士幌町は集団接種で今やりますが、ほかの町村は個別接種という病院で接種したりすることも今検討しているようですから、関係市町村と連携して、自宅から出れない方、町外の病院だとかに入院している方々は接種が受けれるようにしたいと思います。また、町内のほうは、これも病院と協議しなくてはいけないのですが、訪問でということのできるかどうか、国の指針に基づいて検討したいと考えています。

以上です。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。大西議員。

しようと思っていますとかと、そういうあれでなく、きちっと答えてくれないと、こうしますよと言ってくれないと、さっき言ったように、あやふやな答え出てしまうと、みんなそれでそうだと町民に話してしまうと困るので、今言うように他町村と、国は越境での接種もいいですと言っているけれども、北十勝4町ぐらいなら狭いからいいのですけれども、帯広に入院している人なんかは、帯広市があれだけの人口抱えて他町村の人までできるのかという気はします。ですから、その辺は、集団で接種するというものですから、今課長の言われるように個別でも接種をすることを表現しておかないと、集団しかできないのかなと思ってしまいますので、その辺はきちっとしておいてほしいと思います。

それから、学生、士幌に籍を置いて、そのままほかの市町村、それから県も道も全部またいで行っている学生たちはどのような接種の仕方ができるのか、そんなの検討しているのですか。

秋間議長
小林町長

町長。

まず、1つは、先ほどから申しました行けない人とかとありますよね、それは受けたいという人は必ず受けれるようなことで訪問も含めて何とか町としては対応していきたいと思います。

それから、かかりつけ医にかかる場合は一応個別で受けてもいいよということで、基本的には住民票があるところで受けるのですけれども、かかりつけ医でもいいよということなのですけれども、それなりの手続が要るようですから、例えばワクチンを1人で行って受けれる

かといったら、5人分のワクチン無駄になるから、そういうこともあるから、それなりの手続が要るのでありますし、それから学生の取扱いどんなふうにするのかということがあるのでありますけれども、それは細部については担当のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課長、藤村のほうからご説明いたします。

福祉課長 国の指針では、戻ってこれない学生についてもほかの市町村と連携して接種を受けるようにということのQ Aが出ていますので、指針にのっとって対応することで対応したいと考えております。

以上です。

秋間議長 3番、大西議員。

大西議員 町内から学生は結構たくさんの方が勉学に励んで学校へ行っていますので、ぜひその人たち全員が、受けないよという人はいいと思えますけれども、受けたいという意思のある人にはぜひ受けれるようにしてほしいなと思えます。

それから、順番なのですけれども、高齢者、町のあれでは一応1,927人の接種の順番はどういう形で順番にするのですか。

秋間議長 町長。

小林町長 基本的には、今医療従事者ということで4月にでもやるということでもありますけれども、それはワクチンの関係でちょっとできるのかどうかあれですけれども、基本的にはその後は高齢者、それから高齢者施設の職員というふうにくわけでありますけれども、それらの具体的な町内の予想される人数については担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

秋間議長 保健福祉課長。

藤村保健 保健福祉課長、藤村のほうから説明いたします。

福祉課長 医療従事者、これは国から通知が来ていまして、人口の1.5%を見なさいということで来ていますので、180人、2番目として高齢者は2,102人、うち高齢者施設に入所している方が175人、在宅が1,927人、高齢者施設職員が125人を聞き取り等で調査しております。4番目として基礎疾患のある方380人、これも国から通知がありまして、人口の6.3%を見込むことというふうに来ていますので、380人、最後に16歳以上の一般町民の方2,449人を想定しております。

以上です。

秋間議長 3番、大西議員。

大西議員 私の聞いたのは、高齢者の接種の順番はどうやって選ぶのですかと、どう決めるのですかと聞いているので、医療従事者、高齢者、基礎疾患の人と、その順番は分かっていますから、高齢者の順番どうやって選ぶか。

秋間議長 小林町長	町長。 一応65歳以上ということで受付する。ただ、ワクチンがもしも少なくなれば、例えば段階的に高齢者90以上、80以上とかということになるのかもしれませんが、そこはワクチンの供給状況と併せて国の指導にもより決定をしていきたいというふうに思っています。
秋間議長 大西議員	3番、大西議員。 私は、高齢者、土幌町2,100人ぐらいということですから、その人たちの接種の順番なのです。ですから、一番先にやってほしいの一番リスクの高い人、コロナに感染すると一番重症化しやすい人から先にやってほしいと思うのです。ですから、国も医療従事者、これは無論ですけれども、高齢者、それから基礎疾患のある人、それから高齢者施設の従業員と、そういうリスクの順番にきていると思うのです。ですから、いってみれば65歳からみんなが申し込んできたから順番にというわけでなく、100歳以上の人、90歳以上の人、80歳、70歳、65歳以上というような順番でいかないと、せっかくのワクチン打っても。リスク高い年齢の人に先にやっておいたほうが安心するのだと思うのです。ですから、それは国も認めているのです。ですから、そういう順番でやったらどうかと言っているのですけれども、どうです。
秋間議長 小林町長	町長。 これからいろんなことを検討していかなければならないわけでありましてけれども、基本的には今の国の指針の中では65歳以上の高齢者については2か月と3週間の間ということになりますから、その期間の中でやっていくわけでありましてけれども、今大西議員が言われたそういうふうに少しつけるのかどうかというのは私ども承知していませんけれども、それについては後ほど担当課のほうからお答えさせていただきますけれども、検討するなら検討するということになるのかもしれないですけれども、ただ、今ワクチンが一斉に6月までに全高齢者に行くというわけですが、そうすると入ってくるのがうちで全員1,900人分でなくて、少し段階的に入ってくるとすれば、高齢者からとかという決め方をしていかざるを得ないのかなという、そういうふうに思っています。
秋間議長 藤村保健 福祉課長	保健福祉課長。 保健福祉課長、藤村のほうからご説明いたします。 国のQAの中には、確かに高齢の年齢を切るようなことも検討してくれということの通知は来ておりますので、今町長の答弁のとおり、ワクチンの量を見て検討したいと考えております。 以上です。
秋間議長 大西議員	3番、大西議員。 ワクチンの量でないのだと思うのです。どこから打っていくか、順番をどうするかというのは、やっぱりリスクの高い高齢者から打って

いくのが当然でしょう。だから、ワクチンが少ないから、先に申し込んだ人から打つのだというものでもないし、少ないワクチンでも高齢者から、感染すると重症化しやすい人に先に打っていくのが当然だと思うのです、ワクチンの場合。いっぱいあって、すぐ打てるのならいいけれども、約2,000人近い人にそんな簡単に打てるわけでないし、それをきちっと順序を決めておかないと、申し込んだ順番ですよとか、そういうことになってしまったら困るので、だから国も接種の順位についても順番があるわけでしょう。それは、医療従事者というのは、これは自分がかかったら困るので、それは一番先にやるのは当然ですけども、それから高齢者へ行って、一番若い人は一番最後になっているというのはリスクの関係でそうなっている、順番つくっているのだと思うのです。だから、それは何も問題ないし、ワクチンの量だけではないと思うのだけれども、順番にはできませんか。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村のほうからご説明いたします。

あくまでも国のほうは65歳以上というくくりになっていますので、そこで行いたいというふうに思っております。

以上です。

秋間議長
大西議員

3番、大西議員。

国は65歳以上とくくっているけれども、国は高齢者100歳からやったらどうですかと、それは市町村にお任せしますと言っているのですよ、今の大臣が。それは町にも来ているはずですよ。だから、65歳以上と区切ってしまうと申込み順だとかとなってしまうのです。だから、その辺はきちっと国からの通達や何か見てくれればちゃんと出ているし、今何かといたらコロナのワクチンのことしか言っていないから、その中で出ているので、なるべく重症率の高くなるようなリスクの高い人から打ってくださいと、いいですよと、市町村に任せますと今の大臣が、河野大臣が言っているのですから、それは課長聞いたのか聞かないのか知りませんが、その辺は検討してください。もうそれしか方法ないです。

それから、基礎疾患の人、13項目と肥満ということでもありますけれども、病院でどうこうするのでなくて、自己申告ですから、どれまでがどうなのか、町民は分からない人がたくさんいると思うのです。それで、町は何人想定していたのですかね、これ。北海道のしか出ていないか。ですから、案内のときに、基礎疾患のいろいろ書いてあるやつありますから、それを入れて、それからいってみれば肥満というやつもありますから、BMIで30以上という大体170センチで87キロ、大体私ぐらいが肥満の対象になるのかなと、それから160センチで77キロが肥満で、その人は基礎疾患に入るということでもありますから、そういうのを書いて、町民みんなに送ってやるのも親切かな。そして、

みんな町民の方は病院行ってその証明取るのかいとかと言う人も結構いますから、自己申告でいいのですよということを書いて、この病名ということで出したほうがサービスがいいのかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

秋間議長 町長。

小林町長 高齢者について在宅あるいは施設にいる人、あるいは高齢者施設の職員というふうにやるわけで、その後高齢者以外で基礎疾患のある者をやる。大体想定では380人ぐらいという想定しているのですけれども、それはあくまでも自己申告ということで、国の考え方もそうですから、私どもも基礎疾患については自己申告ということにしたいと思えますけれども、ただ、今大西議員が言われたように、こういう人が基礎疾患としてはこうだよということについてはしっかりお知らせをしていきたいというふうに思います。

秋間議長 再質問あれば許します。3番、大西議員。

大西議員 それから、病院の先生の都合なのか知りません。接種時間が1時30分から4時30分の3時間ということですよ。それで、新聞報道の中でこの間のシミュレーションの新聞報道の中では、基本的には月曜日から金曜日までということであります。それで、まだ65歳以上で結構働いている人がいっぱいいるのです。他町村に行っている人もたくさんいると思うのです。土日休むと、接種したくても仕事休まないとならないし、今国も各企業に接種休日を与えてくれというような話もありますけれども、なかなかこの辺ではそれは難しいと思うので、この時間帯でやるというのは非常に難しい人がかなりいると思うのですけれども、その辺はどう考慮しますか。

秋間議長 町長。

小林町長 一応基本的には月曜日から金曜日までの午後1時半から4時半までの3時間という接種体制にするわけでありましてけれども、今大西議員申されたように、仕事だとか、日中で来れないという人いるということでありましてけれども、1つは2か月と3週間の中には終わらせるためには土日を入れざるを得ないという、少し何日かやらなければならないということもあるのですけれども、それと併せて、働いている人のために土日だとか夜間を、毎週ということではないのですけれども、一定期間、一定程度入れていくということで病院と協議をしていきたいというふうに思います。

秋間議長 3番、大西議員。

大西議員 病院なのですけれども、今医師3人体制でやっていますよね。それで、1人の医師が交代交代で多分これにタッチしてくれるのだと思えますけれども、病院の患者に対するあれは2人体制で間に合うのですか、看護師も含めて。

秋間議長 町長。

小林町長	<p>日程的には、今外来も8割は午前中なのです。そうすると、午後にするということなのですけれども、院長もなるべく閉診にしないで、閉めないで回診しながらやりたいということで、そういう体制であります。それから、医者についてでありますけれども、短期の医者が4月以降2人、今ちょっと来ていただくということになりますので、何とか1人はコロナワクチンの接種のほうについていただくよう調整していただくというふうに考えています。</p>
秋間議長 大西議員	<p>3番、大西議員。 病院の医師や看護師にも苦勞かけますけれども、ぜひやってほしいなと思います。</p>
秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>それで、この間も新聞に土幌町で検討中と書いていたのですけれども、人間の体ですから、予約していてもその当日間に合わない人もいるだろうし、キャンセルする人も出てくるのだと思います。その対策はどのように考えていますか。 保健福祉課長。 保健福祉課長、藤村のほうからご説明いたします。 急に体調不良等でキャンセルした場合のことですが、こちらのほうも国からQAが出ております。ワクチンが無駄にしないようにということで来ておりますので、そこを前提に、キャンセル待ちなどが今後できるのかどうかを検討してまいりたいと思います。</p>
秋間議長 大西議員	<p>以上です。 3番、大西議員。 病院に聞いてみると、インフルエンザのときは瓶が1瓶で2人分ですから、もしキャンセルになると医療従事者の人で誰か打っていない人に接種したりなんかして何とか無駄にならないようにしていますけれども、今度のコロナのワクチンは5人分だ、6人分だ、今11人も使えるのでないかという話になっていますけれども、1人か2人使って、あと残りが無駄になってしまうということになったら困るので、その辺をどうするのだと言われると本当に町も困るのだと思うのですけれども、どうしたらいいのですかね、これ。人間ですから、いつ体調崩して打てない人が出てくるかもしれませんし、その対策を今尋ねて、答えられますか。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長。 ちょっとまだ不確定なのでありますけれども、基本的には私ども今言われたようにワクチンが無駄にしないという方向でいるのですけれども、例えば医療従事者の場合ですと医療従事者の中にいるということになると、今国の中で少し医療従事者の枠を広げるというのですか、例えば保健師だとか、そういう直接住民に関わる、医療、保健に関わる者についてはそれと同じように含めるといいますから、そういう人にどうしても余った場合に無駄にしないために使っていくかというこ</p>

秋間議長
大西議員

とについても検討していきたいというふうに思っています。

3番、大西議員。

ですから、福祉施設に働いている従業員の皆さん、その人らはいってみれば基礎疾患の後ですから、私なんかは医療従事者と同じぐらいに打ってもいいのだと思っています。それが国の制度の中では最後のほうになってしまっている。それで、今コロナのクラスターが発生しているところは大体高齢者施設、もしくは病院なのです。ですから、そこから市中に出ているいろいろ蔓延するのですけれども、ですから福祉施設の従業員に対してなるべく早いほうに回せないのか。それで、キャンセルだとか、ワクチンが余ったときにそういう人たちに順番に打てるようなシステムをつくっていったほうが私は無駄にならないのかなと。そして、医療従事者と同じように福祉施設の従業員の皆さんも、本当にあの人らは自分がコロナに感染するとみんなに迷惑かかるといって非常に緊張して仕事やっているのです。ですからなるべく早いうちにワクチンを打てればいいなと思うので、こういうのを利用してそういう高齢者施設の職員に打てるように、町長、どうですか。

秋間議長
小林町長

町長。

順番としては、大枠でやっぱりそういうことでワクチンが来るわけでありまして、最初に医療従事者、それから福祉施設、その後に高齢者福祉施設職員というふうに打つことになっていきますから、基本的にはそのルールで守っていきたいと思いますけれども、先ほどの余った場合どうするかというようなことも含めて、こういう方に利用するかどうかということについても今後検討していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても大枠でこうしないとやっぱり公平性の問題だとかいろいろ出てくるので、原則的には国が示した順番に従って私どもやっていきたいというふうに思っています。

秋間議長
大西議員

3番、大西議員。

なるべく福祉施設の従業員の皆さんに先に打てるような形をぜひ町としても取ってほしいなと思います。

それから、ワクチンって結構、子宮頸がんのワクチンでもそうですし、インフルエンザのワクチンでも、それを打って熱出たとか、いろんな症状、副作用が出ている人がいるので、今回のワクチンも私は打たないというのは、ワクチンに対するアレルギーなのです。少しの人でも出てくる。今回も今日あたりも五、六人アナフィラキシーショックになっている人が出てきていますから、そういう人たちに安心して売ってもらう方法をどう取ったらいいのか。ですから、高齢者が接種してから副反応出たときに速やかに町民に、土幌町でこういう症状でこういう事例がありましたと、ですが1日たったら改善して、今は何でもありませんとかという、住民が安心できる方法、方策を考えない駄目なのだと思うのです。その方法で、今回災害のラジオですか、あ

秋間議長 小林町長	<p>あいうのを使えないのかどうか、町長、どうです。</p> <p>町長。</p> <p>そういう面では、しっかりお知らせ、結構打つことに対して不安の人いるから、どうしようかという人もいるのでないかと思うのですけれども、分かりやすく、こういうことも間々あるというような、副作用として可能性があるということをしっかりお知らせしていくことと併せて、打ったときに何か変調があった場合にきちんと対応する体制を現場と病院との連携の中でしっかりやっていきたいというふうに思います。</p>
秋間議長 大西議員	<p>それから、PRの方法でありますけれども、新年度から防災無線をするのでありますけれども、防災だけでなく広くいろんなことに情報に活用していきたいと思えますから、ぜひ担当の総務企画課とも協議をしながら、防災無線を有効に使っていくことを考えていきたいと思えます。</p> <p>3番、大西議員。</p> <p>それから、住民の中からもいろいろ私も聞かれるのですが、今ワクチン、ファイザーとモデルナ、アストラゼネカと3種類あるのですけれども、今しているやつでなくほかのやつが、3種類がだんだん出てくるのだと思うのです。それで、効果も何%と出てくるのだと思うのです、3種類で。そしたら、今のやつでなく次のやつしたいのだけれどもと薬を選択できるのかどうなのか。多分あてがいぶちで国から来るワクチンしか使えないのだと思うのですが、その辺は自由は利くのですか。</p>
秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村のほうからご説明いたします。</p> <p>昨日までの国の通知では、あくまでもファイザー社で接種というふうに来ていますので、ほかの2社、今既にモデルナ社とアストラゼネカ社は申請したと聞いておりますので、その部分は薬事承認が出ないと国のほうも動けないと考えておりますので、現段階ではファイザー社で打つ。選択ということは考えられない。現時点では考えづらいのかなと考えています。</p>
秋間議長 大西議員	<p>以上です。</p> <p>3番、大西議員。</p> <p>いってみれば国からのあてがいぶちで、それで一番問題なのは、初めから言われているワクチンなのですけれども、いずれにしても今町長は、1日30人ですか、をめぐりとしてワクチンの接種をやりたいということで、21日で2回目を打たないとならぬということになれば、21日までは30人はクリアできると、だけれども21日過ぎると1回目を打った人が2回目を打たないとならないので、15人しか打てなくなってくるのだと思うのです。そうこうやっていて、いってみれば21日間で</p>

次の2回目を打つときにワクチンがないとか、そういうことはあり得ないのですか。

秋間議長

町長。

小林町長

30人というのは、大体時間30人ということですから、3時間やりますから、大体90人くらいやれるのでないかということで接種計画をするのでありますけれども、あと今言ったように21日後に2回目打つということですから、例えば1,000人のワクチンあると、まず500人しか打てないということです。500人を最初にやって、その21日後にまた打っていくことですから、ワクチンの量に合わせて人数を設定していきますから、いずれにしても全員いくわけではなくて、ワクチンの量に合わせていって、21日たったときには2回目を打っていくという、そういう組合せですから、一斉に全部はいけないことになるので、そういう接種計画をつくらなければならないというふうに思っています。

秋間議長

3番、大西議員。

大西議員

それは全部はいけないですよ、21日で2回目打たないとならぬから。ですから、今回ワクチンが北海道に来たのは166万人の0.7%のワクチンしか来ていないと。土幌町に換算すると、大体13人から4人分のワクチンしか北海道に来ていない。鈴木知事は、市町村で準備が整ったところに出しますよと言っているけれども、大体どこも同じぐらいのあれで準備ができているのだと思うのです。ですから、うちの町は準備できましたと手挙げたら、町民の高齢者打つだけのワクチンが土幌町に来るのかどうなのか。それは、町長が手挙げるか、挙げないかだけなのですか。その辺は知事の言っている話はどうなのですか。

秋間議長

町長。

小林町長

ワクチン全体量ですから、少し制限されるということはそうなのだと思うのですけれども、国に言っていくのは、遅い、早いはあるのですけれども、いつどのくらい入るということをしちんとお知らせして情報発信をしていただくことについては求めていきたいと思えます。その量によって接種計画をするのですけれども、お年寄りをどういう順番でやるとか、例えばその接種だったら何人やれるか、例えば先ほど言ったように1,000人分のワクチンしか来なければ、2回ですから、500人で取りあえず1回打つということを考えていかないとならないので、そういう組み方をしていくのですから、いろんなことに対応しながら接種計画を立てなければならないなというふうに思っています。

以上であります。いずれにしても適切に打てるように今後接種計画をきちんと詰めていきたいと思えます。

秋間議長

3番、大西議員。

大西議員

いずれにしても、ワクチンが来るか来ないかでどうやって接種でき

るかということもありますし、まだ多分冷蔵庫も土幌町に来ていないのだと思います。ですから、冷蔵庫も来ないのに先の話ばかりしてもしょうがないのだけれども、いずれにしても集団免疫になって、コロナのウイルスを閉じ込めていただくようなためには、町もやりたくない人にもきちっと話しして、みんなが受けて、9割ぐらいの人が受ければ集団免疫になりますから、そうやってほしいと思います。

それで、町長、副町長、教育長、三役、ワクチンを打ちますか。

秋間議長 町長。

小林町長 当然打ちたいと思いますけれども、私は町民の皆さんが打った後でいいかなと思っています。

秋間議長 副町長。

高木副町長 私も打つ予定でございます。

秋間議長 教育長。

堀江教育長 私満64歳でございますので、高齢者枠にならないです。来年受けません、来年度は。

秋間議長 大西議員。

大西議員 教育長、64歳は令和3年度に65歳になればその中に入りますから、ぜひ打ってほしいと思います。ぜひみんなが打って、そして集団免疫で土幌町からコロナの感染者が出ないような体制づくりをしてほしいと思います。

秋間議長 それでは、終わります。

秋間議長 以上で大西米明議員の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時54分 休憩
午前11時05分 再開

秋間議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

清水議員 質問順位2番、清水秀雄議員。

清水議員 私は、町長に新型コロナウイルス感染症検査の抜本的拡充について質問を行います。

新型コロナウイルス感染症が広がる中、対策の拡充が求められています。医療や介護、福祉関係者など人と接する仕事をしている人たちは、自分が感染しないか、または感染を広げないかの不安の中で働いています。また、住民からは、感染への不安で医療機関の受診や介護制度の利用をためらう方も少なくありません。そのために身体機能の衰えや症状の悪化も心配されます。このような状況に町としてどのように対応するのか、町長の所見を伺います。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(何事か言う者あり)

秋間議長

暫時休憩いたします。

午前 11時06分 休憩

午前 11時09分 再開

秋間議長

暫時休憩を解きます。

町長、答弁願います。

小林町長

それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

十勝管内での新型コロナウイルス感染状況は、最初に感染者が確認されたのが昨年2月27日で、第1波と第2波の流行では比較的落ち着いていたものの、11月9日の管内初のクラスターが発生して以降感染が拡大し、12月20日には1日当たりの感染者が最多の33人となり、3月3日現在、クラスターも13件、12施設で発生し、誰もが危機感を抱いておりましたが、2月10日から14日までは感染者がなく、小康状態となっているところであります。

町民の新型コロナウイルスへの不安を解消する手段としてPCR検査をすることが一つの方法と考え、感染者の早期発見を行い、町民の健康の保持及び町内医療機関等の施設内での感染拡大を防ぐためにPCR検査助成事業を創設し、今年2月から開始をしているところであります。助成の対象者は、65歳以上の方、それから糖尿病や高血圧の基礎疾患を有する方、次に国が緊急事態宣言を発令した地域との往来があった方、町内の医療機関、介護施設等に勤務している方、町内の介護施設等に入居している方とし、町国保病院で実施するものであります。検査方法は、事前に予約をして、検査日に来院し、検体を採取、検査結果は2日から3日後にそれぞれ受検者にお知らせしております。3月1日現在、4名の在宅の高齢者が受検されました。また、検査に係る費用は2万2,000円で、うち自己負担額は4,000円としております。国のPCR検査助成事業の要綱においては、高齢者及び基礎疾患患者など重症者を増加させないための措置として、市町村が助成するPCR検査及び抗原定量検査費用の2分の1を助成するものであります。本町の助成事業は、国が対象とした高齢者及び基礎疾患者に加え、感染のおそれがある地域への往来、さらには医療機関、介護施設の勤務者、介護施設入居者などの感染の心配のある方や感染防止に必要な方も対象として事業を行っております。

今後は、ワクチン接種に重きを置いた対策を進めることとなりますが、ワクチン接種が遅れており、令和3年度当初予算においても今年度補正予算と同額を計上したところであります。つきましては、今後においてコロナワクチンのスムーズで安全な接種と併せ、感染の早期

	<p>判明、感染の拡大防止に向け効果的な措置を適切に行ってまいりたいと存じます。</p> <p>以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。</p>
秋間議長 清水議員	<p>再質問あれば許します。6番、清水議員。</p> <p>ただいま町長から答弁をいただいたところですが、私は町長の答弁の中でちょっと確認したいのですが、4名の在宅高齢者が受検されましたということですが、これが本町の受検者の総数ですか。これは一般の受検者であって、先ほど町長が述べられていますように、町内の医療機関、介護施設等に勤務している人たち、町内介護施設等に入居する人たち、それらを除いてですか、それらも含めて4名ということですか。</p>
秋間議長 藤村保健 福祉課長	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村のほうからご説明いたします。</p> <p>この答弁書ができたときには4名ですが、その後もありますので、詳しくは病院事務長のほうから説明していただきたいと思います。</p>
秋間議長 土屋病院 事務長	<p>病院事務長。</p> <p>この助成制度を使って、うちのほうに申込みを受けてこの検査を受けた方は、先ほど町長、保健福祉課長答弁のとおり4名で、その後変更はございません。</p>
秋間議長 清水議員	<p>6番、清水議員。</p> <p>先ほども申し上げたように、異常に少ない町民しか、逆ですか、受検された町民が少ないという数字について町長はどのように感じていますか。</p>
秋間議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>管内でも本町を含めて5町でやっているのですけれども、例えば基本的にゼロの町もありますし、一番多いところで58件ということありますから、比較的いずれの町村においてもPCR検査を受ける方は限定的だなというふうに思っているところでもあります。</p>
秋間議長 清水議員	<p>6番、清水議員。</p> <p>これは私が申し上げるのではなくて、関係者の知識のある人たちが述べているのですが、ワクチン頼みではなくて、問題は、新型コロナというのは一番今までの感染症と違う点は無症状の感染者がさらに感染を増やしていくということですから、いかに無症状の感染者を早期に発見するかということがこのウイルスを抑え込んでいくところの肝になるというふうに述べられているのです。その点について、なぜ本町での受診件数が少ないのかということが問われるのですが、それは町民のそれぞれの思いがありますから、そこは置くとしても、今申し上げましたように、どのようにして受検者を増やしていくのかということが一番大切なことだと思うのです。</p> <p>それで、PCR検査について元日本がん学会会長の元岐阜大学学長、</p>

黒木登志夫氏がこのように述べています。このウイルスの特徴の一つは、発症する前に、あるいは無症状で感染する。それで知らないうちに広がってしまうということだと。そして、高齢者ほど死亡しやすく、肺炎になると非常に進行が速い。つまり誰が近所で感染しているのかわからないし、どこで感染したかもわからない。感染するかもわからない。このように述べているのです。したがって、繰り返しになりますけれども、いかに早期に多くの住民に検査を受けてもらうかということが肝になると思うのですが、それで先ほども述べたように、それぞれの本町の高齢者施設も含めてのPCR検査の受検率が非常に少ないということについて、やはり問いかけていかなければならないというふうに思うのですが、これは先ほどの質問の中でやり取りがありましたように、やはりワクチン頼みになっているのではないかというふうに考えられるのですが、今のワクチンの状況でいきますと、多分一般町民がワクチンを受けられるのは6月以降になるのではないかというふうにも言われています。そうすると、その間に感染者を増やさないという取組が非常に重要になってくるというふうに思うのです。そういう点での町長の考え方としてどんなふうにお考えですか。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

ワクチン接種というのが大きなこれからの要素なのでありますけれども、併せてワクチンが遅れているということもありますから、PCR検査等と感染予防対策も必要だというふうに思っているところでありますし、そういう面ではうちの補助事業を使っている方が4人ということで少ないのでありますけれども、それはPRをしながら増やしていくということでありまして、それから必要によってはもう少しいろんなことで拡大をしていくのか、無償化をどうするかというようなことも必要に応じては検討していきたいと思っておりますけれども、現在は今の補助事業で設定をしていきたいと思っておりますから、清水議員さんおっしゃるとおり、ワクチンだけではなくて、やっぱりPCR検査も含めた感染予防対策の発見を早くするという取組も一緒にしていくことは重要だというふうに思っています。

秋間議長
清水議員

6番、清水議員。

そこで、PCR検査をなぜ受けないのだろうかという、かくいう私も受けていないのです。これは、私自身のことを考えてみても、先ほど前段で申し上げましたように、外出を控えているというのがあります。ほかの人との接触はあまりないので、そういう心配がないのではないかということがあって私はまだPCR検査を受けていません。そういう思いが町民の中の大多数を占めているのかなと。それぞれ外出控えたり、せいぜい買物に行くぐらいしか行かないと。いってみれば娯楽に出かけるとか、そういうことはほとんど控えてしまっているという状況もあるようです。ある商店街の中でちょっと伺ってみました。そ

うすると、夜の仕事をしている人たちは、8時過ぎたらもうほとんど人が通っていませんよと、私も電灯消してしまうというぐらい町民が外出するのを控えているということを知られました。そういう状況があって、これはそれ自身は皆さんが外出を控えて感染を防ぐという点では非常にいいことだと思っています。

そこで、今申し上げましたように、ちょっと伺いたいと思います。今言ったように、商店街の中ではそういう、昼間の商売をしている人たちはまだ救われている。しかし、私のように夜しか仕事をしていない、店を開けないという商売は、このままではやっていけない。何とか対策を講じてほしいという要望がありました。その点では町としても予算を計上して対策をしていますが、さらなる対策を講じる必要があるのではないかとこのように思うのですが、その点についての町長の考え方を伺います。

秋間議長
小林町長

町長。

ちょっと質問の趣旨とは違うような点でありますけれども、1つ、感染防止対策でありますけれども、それぞれ私ども会議もできる限りリモートでやるとかというようなことをしていますし、それからやっても例えば間隔を空けるというような努力をしていますし、町内の民間の方も含めてできる限り会議とか自粛する、あるいはマスクだとか、そういうものを徹底するという取組をしていただいている結果だと思うのです。それと併せて、私ども福祉施設、病院についてもお見舞いだとか訪問については全くしないように対策をしながら、院内の感染防止対策をしているところであります。そういう意味で、言われたように飲食についても控えているところでありますけれども、ちょっと質問と違う話になるのですけれども、支援対策についてはそれぞれ執行方針のとおり、昨年も飲食中心に支援対策をしたところでありますし、さらには今年度も現在調査して、売上げが減少したところに対する支援対策は新年度についても状況を見ながら支援をしてみたいというふうに考えているところであります。

秋間議長

清水議員、通告質問の範囲からずれる質問は避けていただきたいと思いますので、よろしく頼みます。

清水議員

PCR検査について伺いますが、コロナの一番厄介な特徴というのは、まずPCR検査と、もう一つは抗原検査というのがあるのです。この抗原検査、これは簡易に受けられるのですが、ただし確率があまりよくないというのがあるのですが、それでも抗原検査でも検出は可能だというふうに言われています。そういう取組について町としてはどんなふうに考えていますか。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

PCR検査についてはこの補助事業の中でやるのでありますけれども、それ以前から特養ホームについては抗原検査のキットを整備して、

例えば入所する人だとか職員に対しては抗原検査のキットを使っているものでありまして、それから愛風会にもキットを私ども供給して、必要な者に使っていただくようにしているところでもありますけれども、ただ、今言われたように抗原検査についてはPCR検査から比べると精度が低いというふうに言われているのでありますけれども、私ども一応正式な行政検査の前にそういう疑いがないかどうかということを検査して、何かあれば保健所に相談をしているという、そういう取組をしているところでもあります。

それから、もう一つ、抗原検査のPCR検査が都内でも簡単にできるようにしていますけれども、帯広でも自動販売機でも買えるというふうな、そういう時代ですから、大体自動販売機で売っているのが3,900円くらいですから、そうすると、先ほど新得の町外からの話もありましたけれども、結構若い人はそういうものを使ってもう少し簡単に受けれる人も増えていくので、なかなか病院で受けるという人は増えていかないということもあるのかなというふうに思っているのでありますけれども、一応そういう簡易なPCR検査の動向もちょっと見ながら、うまく活用できないかどうかについては私ども検討してまいりたいと思います。

秋間議長
清水議員

再質問あれば許します。6番、清水議員。

先ほど町長に問いかけました。そういう点では、町民の中にはPCR検査受けなくても自分は大丈夫だという安心感を持っていて、さらには先ほども申し上げましたように、ワクチン頼みという感情が働いているのかなというふうにも思います。しかし、繰り返しになりますけれども、無症状の感染者がさらに感染を増やすという、そのところを考えれば、やはり多くの人たちに、できるだけ多くの町民にPCR検査を受けてくださいということを私は、私も含めてですが、そういうPRというのは相当必要でないのかなというふうに思うのです。

町の施設の中で働いている人たちも非常に受検率が低いということからいけば、町長のリーダーシップが問われているのではないかなというふうに思うのですが、そのところも強制的に受けなさいというわけにはいかないわけですから、どういうふうに今後進めていくのか、検査をできるだけ多く受けてもらえるような、ただそれも4,000円の負担がかかりますから、そういう点からいくと低所得者の人たちにとっては非常に大きな負担になってくると思います。そうすると、やはり一番問題になってくるのは、PCR検査については全額国庫負担で行えるような、そういうことを町として国に求めていくということをしなないといけないのではないかなというふうに思うのですが、そのことについて町長はどのようにお考えですか。

秋間議長
小林町長

町長。

先ほど清水議員がお話しされた無症状の人が感染、うつすというこ

とは、それは従前から指摘されていたところで、早くPCR検査をすれということになれば、それは国レベルか、少なくとも都道府県レベルということでありますけれども、ようやく報道にあるとおり国もモニタリングとして1万人くらいの方を検査をして発症拡大防止をしていくということと、それからもう一つ、感染拡大地域については施設だとか医療機関の職員に対して検査をやるということを進めていくということでありますけれども、それは一つの例えば我が町で一律に全額ただでやるのが効果的な感染防止対策としてはどうなのかという考え方もあるのでありますけれども、いずれにしても特に施設においては絶対感染しないというような取組をしていきたいと思いますが、そういう中では必要であればもう少し検査を拡大する、あるいは費用についても負担するということについてはその状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

秋間議長
清水議員

6番、清水議員。

町長にリーダーシップを発揮してというふうに申し上げたのは、施設で働いている方々、そういう人たちは自分がきちっと検査を受けて、私は健康体ですよという状況で介護に当たっていただくとか、そういうことが必要なのだと思うのです。そういう点での町民丸となってコロナに対処していくという構えが必要なのだと思うのですが、そういう点での今後の取組を町長に求めて、私の質問を終わります。

秋間議長
小林町長

町長。

1つ、ワクチンだとか予防接種と違って、検査ですから、そのときはうつっていないよということでありますけれども、それがずっとうつっていないということではないわけです。そうすると、検査をやるのが、一律定期的にやるのがどうなのかという考え方はありますけれども、ただそういう意味では、いずれにしてもいるわけですから、必要に応じてしっかりいろんな検査なり、あるいは費用負担するということについてはしっかり取り組んでいきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

秋間議長

以上で清水秀雄議員の質問を終わります。

質問順位3番、曾我弘美議員。

曾我議員

おはようございます。私は、士幌町における観光の現状と今後の方向性について町長に伺います。

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、北海道はもとより本町の観光にも大きな影響を受けています。観光拠点施設である道の駅ピア21しほろ、士幌高原ヌプカの里、しほろ温泉プラザ緑風においてもそれぞれ来客数と売上げが大きく減少し、さらには町内の小売業や飲食店を含むサービス業など、外出自粛や人の移動が制限されたことにより、コロナの影響は町内に幅広く広がっています。

新型コロナウイルスの終息が見通せない中ではありますが、今後の

町の活性化、地域経済の発展のためには、町外、道外からの誘客を促進するための観光施設への支援のほか、土幌町の魅力ある観光資源の発信、観光客を迎え入れる体制の整備などが重要と考えます。こういった状況を踏まえて、土幌町における観光の現状と今後の方向性について伺います。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、曾我議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による本町の観光拠点施設であります道の駅ピア21しほろ、それから土幌高原ヌプカの里、しほろ温泉プラザ緑風への影響であります。昨年2月に道が独自の緊急事態宣言を発表し、その後国が4月に発令した全国を対象とする緊急事態宣言に伴う外出自粛の呼びかけなどにより、大型連休期間を中心に来客、来場者は大幅な減少となり、各施設とも甚大な売上げ減少に見舞われたところであります。その後国の観光支援事業、いわゆるG o T o トラベル事業が7月から、道のどうみん割事業も同じく7月に開始され、市町村や宿泊施設独自の宿泊料割引制度などもあり、人の移動が回復する中で各施設の集客数、売上げも徐々に回復してきたところでありましたが、感染拡大に伴い、12月末からG o T o が全国一斉に停止となり、本年1月には都道府県に緊急事態宣言が発令され、再び観光需要が一気に落ち込む状況となったところであります。

各施設の今年度2月末現在の来訪者についてでありますけれども、道の駅ピア21しほろが29万3,000人で前年度から比べると25%の減であります。それから、土幌高原ヌプカの里が9,000人ということで昨年から比べると40%の減、しほろ温泉プラザ緑風が7万9,000人ということで昨年から比べると22%の減ということであります。各施設とも大幅に減少し、大変厳しい状況に置かれているところであります。この間、各施設の運営事業者においては、コロナ対応資金の融資や国の持続化給付金や雇用調整助成金、それから道の休業要請に対応した協力金などを受給しながら事業を継続し、町としてもこのような状況を踏まえ、昨年6月の定例町議会に補正予算の議決をいただいた観光拠点施設雇用継続支援金の給付事業を開始し、当初昨年12月までの事業期間としていたしましたが、都道府県に再発令された緊急事態宣言や道の集中対策期間の延長等を考慮し、事業期間を今月まで延長し、月ごとの売上げ減少率に応じた支援金の給付を継続しながら、雇用の維持と観光需要回復に備えた観光客受入れ態勢整備への支援を行っているところであります。

新型コロナウイルスの観光への影響は、全国的、全道的に長期化することも予想されますが、今議員の指摘のとおり、町の活性化、地域

経済の発展に向けては、新しい生活様式を実践する新北海道スタイルに基づく感染防止対策の徹底により、安心、安全な観光拠点施設の充実に努めながら、感染状況や社会状況を見極めつつ、施設運営事業者、観光関連事業者への継続的な支援、士幌観光協会など関係機関、団体の連携による本町の魅力を町外、道外へ発信する取組の推進支援などを図ることが重要と認識をしているところであり、今後においてもウィズコロナ、ポストコロナを見据えた効果的な観光施策の検討、展開を進めてまいるところです。

以上、曾我議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
曾我議員

再質問あれば許します。8番、曾我議員。

ただいま町長から答弁いただきました中にもありましたが、道の駅をはじめ、それぞれ観光施設において非常に厳しい現状が続いております。それぞれの事業者や従業員の皆様には日々ご苦労されていることと思います。また、観光関連事業者だけでなく、外出自粛の影響を受け、町内の飲食店や小売業など多くのお店や事業所も厳しい現状にあるとお聞きしております。町には、引き続きコロナの影響を受けて事業の継続や雇用の維持に苦慮されている、このような事業者の方々に寄り添った支援を実施していただきたく、そして町外の方が安心して士幌を訪れることができるような受入れ態勢の整備をお願いしたいと思います。

観光客の受入れということに関してですが、市街地に観光案内所がありますが、この案内所、平日は開設されていますが、週末の土日は開設されていないという状況にあるかと思えます。町外から来町される方へ町内の観光情報を提供するというのを考えた場合、土日に開設されていないと案内所の機能としては弱いかと思えますが、現在の観光案内所の現状についてお伺いいたします。

秋間議長
小林町長

町長。

まず、観光拠点施設の町内事業者に対する支援についてでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、観光拠点雇用継続支援金の給付と併せて、現在売上げ減少する飲食店と事業者への事業継続支援金給付を行っているところでありますけれども、この支援金については令和3年度の当初予算にも計上させていただきながら、今後の感染状況や町内の経済状況を見ながら継続した事業者支援に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、市街地の観光案内所の現状につきましては、担当の産業振興課長のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

秋間議長

産業振興課長。

西野産業
振興課長

産業振興課長、西野よりお答えさせていただきます。

市街地の観光案内所、いいとこしほろでございますが、まず開設し

た経緯といたしましては、平成29年に移転オープンしました道の駅ピア21しほろがオープン1年目に44万人を超える来訪者数となりまして、町なかですとか市街地への誘客も見据えながら、土幌町観光協会が主体となりまして観光情報を発信するための交流、憩いの場として平成30年6月に市街地の現在の場所に開設したところであります。開設に当たりましては、従来からバスの待合所などとして使われておりました施設の機能は残しつつも、観光パンフレットの設置ですとか休憩スペースの充実などによりまして、町なかからの観光情報の発信と併せまして、町外から土幌町を訪れる方と町民の方の交流、憩いの場となるような観光案内所を目指して開設したところでございます。

現在の運営につきましては、平日の午前5時から午後5時まで開館しております、観光協会職員がポスターの掲示ですとか、少なくなった観光パンフレットの補充、それからトイレ等の清掃などを定期的実施しているところでございまして、運営に係る経費といたしましてはおよそ年間数万円支出しております、この施設を利用される方が気持ちよく過ごしていただけるような、そういった維持管理に努めているところでございます。曾我議員ご指摘のとおり、平日のみの開設、開館という現状もございまして、今後のこの観光案内所の在り方、運営方法等につきまして、施設の所有者の方ですとか関係団体と共に協議検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

以上でございます。

秋間議長
曾我議員

再質問あれば許します。8番、曾我議員。

現状につきましては理解しました。先ほどお話しした土日に開いていないという声を町外の方から実際に耳にしたことがありました。また、人間的なこともあり、平日を含めて観光協会の職員が常駐することも難しい状況であるかと思えます。道の駅など観光拠点の施設から町なかへの誘客も必要ですし、併せて町なかからの情報発信、観光スポットの紹介といった取組も観光振興、地域の活性化という意味では必要になってくることと思えます。そこで、例えばですが、市街地で土日に営業している飲食店などの協力をいただければ、お店に観光パンフレットなどを設置してもらい、町外からお店に来られたお客様から観光情報の問合せがあった場合に対応してもらうなど、既存の飲食店の協力の下で観光案内所を補完するような取組を検討してみてもどうかと考えますが、その辺りいかがでしょうか。

秋間議長
西野産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、西野からお答えさせていただきます。

ただいま曾我議員からご提案いただきました内容につきまして、それぞれ市街地といいますか、商店街、それぞれの商店の方ですとか事業者の方、店の方のご理解、ご協力が大前提となるかと思えますので、

引き続き道の駅をはじめとした観光施設の運営事業者の方々、関連事業者の方々、また商工会さんですとか観光協会など関係者と協議を進めながら観光情報の提供について検討してまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、コロナへの対応と社会経済活動の両立ということが言われておりますが、観光行政も柔軟に考えていかなければならないということが言われておりますので、あと町づくり総合計画の中でも位置づけられておりますけれども、情報発信力の強化ということが今後重要となってくるというふうに考えておりますので、今後も関係者と連携しながら有効な情報発信に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

秋間議長
曾我議員

再質問あれば許します。8番、曾我議員。

観光振興の最終的目的地は、町外から観光客を増やし、町内での消費額を増やし、土幌の様々な魅力を多くの人に知ってもらうことだと思っています。また、コロナ禍で、密にならず非日常を体験できるキャンプなどアウトドアが人気を集めているところですが、コテージやキャンプ場などを抱える土幌高原ヌプカの里について経年劣化が見られる施設や設備の適正な補修整備が必要かと思ひますし、今後のコロナを意識した観光地づくりを進めていただきたいと考えております。さらには、先ほど情報発信の強化というお話もありましたが、コロナ禍の現状で観光における集客に向けた情報発信にも変化が求められていると感じています。インターネットやSNSを使った積極的な発信、多くの観光客を取り込む新たな取組、そして町外から土幌へ来られた方へ情報提供の充実も期待しております。今後も新しい土幌町の観光の在り方を前向きに議論、検討していただきたくお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

秋間議長
小林町長

町長。

それでは、曾我議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひますけれども、まず施設の関係なのでありますけれども、プラザ緑風なり土幌高原ヌプカの里についても建設から年数がたっているということで、やっぱり改修ということを考えていかなければならないのでありますけれども、まずプラザ緑風についてはR3年の中で改築のプランを策定しながら、4年度、5年度以降に大規模改修をするという検討をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。それから、土幌高原ヌプカの里もやっぱり今曾我議員がおっしゃったとおり経年劣化があり、毎年補修をしているのでありますけれども、一回しっかり全体的にどう整備をしていくかということを考えなければならぬし、それからもう少し土幌高原ヌプカの里の魅力をどう発信するかという検討も関係の皆さんとしっかり議論していきたいというふうに思うところであります。それから、ありました情報発信につ

		<p>いてでありますけれども、魅力発信ということが非常に重要だということでもありますけれども、R3年度に光ファイバーの整備をするということと併せて、3年度にホームページを大規模に大改修をしようということ、新たにしようということでもありますから、そういう中でも各拠点のPRについては重きを置きながら取り組んでいきたいと思</p> <p>います。</p> <p>本町の場合、3か所が観光拠点なのでありますけれども、いずれにしても基幹である農業との関わりを持ちながら発展をしていくということが必要だということでもありますけれども、ぜひ農業含めた関係者の皆さんとしっかり議論をしながら観光の発展についてしっかり取り組んでいきたいというふうに思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思</p> <p>います。</p>
	秋間議長	<p>以上で曾我弘美議員の質問を終わります。</p> <p>これで一般質問を終わります。</p> <p>ここで1時15分まで昼食休憩といたします。</p>
		<p>午前11時50分 休憩</p> <p>午後 1時15分 再開</p>
3・4	秋間議長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。</p>
5・6		<p>日程第3、議案第12号「土幌町地方創生推進会議設置条例案」</p>
7・8		<p>日程第4、議案第13号「土幌町空家等対策協議会設置条例案」</p>
9・10		<p>日程第5、議案第14号「土幌町成年後見制度申立審査会設置条例案」</p>
11		<p>日程第6、議案第15号「土幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会設置条例案」</p>
		<p>日程第7、議案第16号「土幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支</p> <p>事業利用判定等会議設置条例案」</p>
		<p>日程第8、議案第17号「土幌町地域ケア会議設置条例案」</p>
		<p>日程第9、議案第18号「土幌町農業委員会委員候補者評価委員会設置条例案」</p>
		<p>日程第10、議案第19号「土幌町開町記念事業検討委員会設置条例案」</p>
		<p>日程第11、議案第20号「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案」</p>
		<p>以上の9件を関連議案として一括議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	高木副町長	<p>議長のお許しをいただきましたので、議案第12号から議案第20号まで一括して提案理由について説明をいたします。</p> <p>いずれも地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として設置条例の整備を行うものであります。</p> <p>説明資料の3ページをお開きください。まず、1の背景と目的で</p>

ございますが、地方自治法第138条の4第3項において、地方公共団体は、条例で定めるところにより、附属機関として審査、諮問または調査のための機関を置くことができるとされておりますが、本町の例規を点検したところ、条例で設置しなければならない附属機関が規則や要綱で設置されている、あるいは附属機関として扱われていないなどがあり、これを条例で定め、委員の身分を非常勤職員として保障するため、提案をさせていただくものであります。

次に、2の整備方法ですが、(1)、新規の設置条例として定めるものとして、議案第12号の土幌町地方創生推進会議設置条例から議案第19号の土幌町開町記念事業検討委員会設置条例までの8件の条例であります。その横の整備内容を御覧願います。それぞれ要綱、規定で定めていたものを廃止して、設置条例を制定するものであります。右側の条例の構成を御覧願います。条例の構成は共通で、第1条が設置として附属機関の目的、第2条が組織として委員の人数、第3条が委員の任期、第4条が委任となっております。

それでは、議案の8ページに戻っていただきまして、議案第12号土幌町地方創生推進会議設置条例案についてまず説明をいたします。

第1条は設置の目的、第2条では委員は20人以内、第3条では委員の任期を3年と規定しております。

附則であります。この条例は、令和3年4月1日から施行し、委員の任期の特例として、最初に委嘱される任期は3年ではなく2年の任期とするものであります。

次に、9ページをお開き願います。議案第13号 土幌町空家等対策協議会設置条例案について説明をいたします。

第1条は設置の目的、第2条では委員は10人以内、第3条では委員の任期を2年と規定しております。

附則であります。この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、次のページ、議案第14号 土幌町成年後見制度申立審査会設置条例案について説明をいたします。

これも同じく、第1条は設置の目的、第2条では委員は5人以内、第3条では委員の任期を1年と規定しております。

附則の施行時期でありますけれども、これも同様に令和3年4月1日から施行するものであります。

11ページをお開き願います。議案第15号 土幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会設置条例案について説明いたします。

同じように、第1条は設置の目的、第2条では委員は12人以内、第3条では委員の任期を2年と規定しております。

附則でありますけれども、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第16号 土幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業利用判定等会議設置条例案について説明をいたします。

第1条は設置の目的、第2条では委員は6人以内、第3条では委員の任期を1年と規定しております。

附則でございますけれども、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

13ページをお開き願います。議案第17号 土幌町地域ケア会議設置条例案について説明をいたします。

第1条は設置の目的、第2条では委員は15人以内、第3条では委員の任期を1年と規定しております。

附則については、同様に令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第18号 土幌町農業委員会委員候補者評価委員会設置条例案について説明いたします。

第1条は設置の目的、第2条では委員は5人以内、第3条では委員の任期を委嘱または任命の日から町長が農業委員会の委員を任命する日までと規定しております。

附則は、同様にこの条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

15ページをお開きください。議案第19号 土幌町開町記念事業検討委員会設置条例案について説明をいたします。

第1条は設置の目的、第2条では委員は15人以内、第3条では委員の任期を委嘱の日から記念事業が終了する日までと規定しております。

附則は、同様にこの条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第20号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案について説明いたしますので、説明資料のほうへ戻っていただきまして、4ページをお開き願います。

4ページの(2)、規定や文言等を整備するものでありますけれども、既存の13件の条例について、この整備条例において一括改正をするものであります。

整備条例第1条は、土幌町表彰条例第6条第1項の功労者選考委員会の名称に土幌町を冠するものであります。

整備条例の第2条も同様に、公共料金等審議会条例の題名及び第1条の公共料金等審議会の名称に、これも土幌町を冠するものであります。

整備条例の第3条は、土幌町男女共同参画推進条例第16条の文言の整理であります。

整備条例第4条は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第5条

に懲戒審査委員会の設置に係る規定を追加をするものであります。

整備条例第5条は、土幌町農業振興基金条例第4条第2項の農業振興基金運用委員会の名称に土幌町を冠するほか、文言の整理であります。

整備条例第6条は、土幌町農地利用集積円滑化事業基金条例第4条第4項の文言の整理であります。

整備条例の第7条は、太田寛一人材育成基金の設置及び管理に関する条例第4条第2項の農業振興人材育成基金運用委員会の名称に土幌町を冠するほか、文言の整理でございます。

整備条例の第8条は、土幌町酪農振興基金条例第5条第2項の酪農振興基金運用委員会の名称に土幌町を冠するほか、文言の整理であります。

整備条例の第9条は、土幌町学校給食センター設置条例第6条の給食センター運営委員会の名称に土幌町学校を冠し、委員6人以内、任期1年などを追加するものであります。

次に、5ページをお開き願います。整備条例第10条は、土幌町社会教育委員に関する条例第1条、上位法に目的の記載があるため、見出しの「設置及び目的」を「設置」に改め、第3条の委員の定数を実態に合わせ、12名以内から11人以内に改め、第6条は委任規定を整理するものであります。

整備条例第11条は、土幌町保健医療福祉総合推進協議会条例で、説明資料の16ページをお開き願います。この協議会の所掌事項を規定しております第2条第4号としまして、介護保険法の改正により、「生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた情報の共有及び協働による資源開発等の推進に関すること。」を追加するほか、文言の整理でございます。

次に、17ページをお開き願います。整備条例の第12条は、土幌町地域包括支援センター設置条例第4条第3項に委員の任期3年と補欠委員の任期について追加するほか、文言の整理でございます。

次に、18ページを御覧願います。整備条例の第13条は、報酬に関する条例の改正で、報酬の額を定めている別表であります。19ページをお開きいただきまして、中段左側の土幌町防災会議委員から21ページの中段左側の土幌町行政不服審査会まで、整備条例の12条までで改正した附属機関の名称の変更とそれ以外の文言の整理でございます。21ページ中段の土幌町地方創生推進会議から土幌町開町記念事業検討委員会までは、議案第12号から第19号の新規条例で定めた附属機関を加えるものであります。

22ページになりますけれども、備考の4は備考の1及び2を適用しない附属機関であります。ここに土幌町地方創生推進会議の大学教授等を追加するものであります。

	議案の22ページに戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。
	以上、議案第12号から第20号についての説明といたします。
秋間議長	これから一括して質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、一括して討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)

	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
1 2	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	高 木 副 町 長	<p>日程第12、議案第21号「土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第21号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、条例第3条第2号で定めております医療職給料表、別表第2を改正しようとするものであります。</p> <p>説明資料の23、24ページをお開きください。まず、現行の欄を御覧願います。会計年度任用職員の医療職給料表は、正職員の医療職給料表の1号給から20号給までで定めておりましたが、1年に満たない短期での医師を雇用する場合に実情と相違があるため、正職員の21号給から50号給までの号給を追加をしようとするものであります。</p> <p>議案の24ページに戻っていただきまして、附則であります、令和3年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第21号の説明といたします。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第21号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 3		<p>日程第13、議案第22号「土幌町スクールバス管理条例の全部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	高 木	<p>議案第22号 土幌町スクールバス管理条例の全部を改正する条例案</p>

副町長	<p>について説明をいたします。</p> <p>この条例につきましては、条例または規則で規定すべき事項の整理を行うため、条例の全部を改正するものでございます。</p> <p>まず、条例の題名を土幌町スクールバス条例と改めます。</p> <p>第1条、趣旨については、記載のとおりでございます。</p> <p>第2条では、スクールバスの設置の目的を規定しております。</p> <p>第3条では、スクールバスは教育委員会が管理することを規定しております。</p> <p>第4条では、運行の範囲について規定をしております。</p> <p>第5条では、運行路線及び時刻等は教育委員会が定めることを規定しております。</p> <p>第6条では、住民利用について、通学の用に支障のない範囲で地域住民も利用することができることを規定しております。</p> <p>第7条では、運行業務の全部または一部を委託することができることを規定しております。</p> <p>第8条は、委任事項であります。</p> <p>附則であります。この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第22号の説明といたします。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第22号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
14	<p>日程第14、議案第23号「土幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
高木副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第23号 土幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、令和3年1月31日開催の北中音更地区臨時臨時総会において中音更地区運営協議会の設立が決定し、令和3年度から地区公民館推進委員会及び地区農協運営協力委員会の組織運営を行う旨の報告があったため、地区公民館の名称を改めようとするものであります。</p> <p>第15条第2項と別表1の2、地区公民館の表の「土幌町北中地区公民館」を「土幌町中音更地区公民館」に改めるものであります。</p>

		<p>附則であります、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第23号の説明といたします。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第23号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
15	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第15、議案第24号「土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
	高木副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第24号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に係る新型コロナウイルス感染症の定義の改正により、条例を改正するものであります。</p> <p>説明資料の27ページをお開き願います。附則の第3項で新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定をしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の定義を令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に報告された新型コロナウイルス感染症に改めるものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第24号の説明といたします。</p>
	秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第24号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
16	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第16、議案第25号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>

高 木 議案第25号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について
副 町 長 説明をいたします。

この改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に係る関係基準の改正等により、令和3年度からの介護保険料率の算定に係る所得の基準を改正するものであります。

説明資料の28ページをお開きください。令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画において介護保険料基準額は月額6,382円となりましたが、介護給付費準備基金から3年間で2,080万円程度を取り崩し、介護保険料基準額を第7期と同額の月額6,100円を維持するものでありますので、第2条、保険料率においての金額の変更はなく、期間を令和3年度から令和5年度までと改めるものであります。

次に、第6号については、令和2年度税制改正において規定された低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除を介護保険料の段階の判定においても反映させる改正であります。

第7号のア及び29ページの第8号のアについては、第6段階と第7段階、それから第7段階と第8段階の境目となる合計所得金額でありまして、「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」にそれぞれ改めるものであります。これは、段階の境目となる基準所得金額を国の省令に合わせるための改正であります。

その下の第2項から第4項については、令和元年10月からの消費税引上げに合わせ実施している第1段階から第3段階までの保険料の軽減について令和3年度以降も継続して実施するための改正を行うものであります。

30ページの附則の第8条は、平成30年度税制改正により行われた個人所得課税の見直しに伴い、収入額が変わらないのに所得段階が上がってしまうといった不利益が生じないように定めたものであります。

議案の29ページに戻っていただきまして、附則の施行期日でありますけれども、この条例は、令和3年4月1日から施行し、経過措置として、令和2年度以前の保険料については従前の例とするものであります。

以上、議案第25号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

17・18
19・20

日程第17、議案第26号「土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

日程第18、議案第27号「土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

日程第19、議案第28号「土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

日程第20、議案第29号「土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」

以上4件を関連議案として一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

高 木
副 町 長

議長のお許しをいただきましたので、議案第26号から第29号まで一括して提案理由について説明をいたします。

これらの改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、規定を改めるものであります。今回の改正については、4件の条例に共通するものとしまして9項目がございます。1、感染症対策の強化、2、業務継続に向けた取組の強化、3、ハラスメント対策の強化、4、会議や多職種連携におけるICTの活用、5、利用者への説明及び同意等に係る見直し、6、記録の保存等に係る見直し、7、運営規程等の掲示に係る見直し、8、高齢者虐待防止の推進、9、介護関連データ情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進、以上の9項目の改正が盛り込まれているところです。

それでは、議案第26号の土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から説明してまいりますので、説明資料の34ページをお開きください。指定地域密着型サービスの事業の一般原則として、第3条第3項に高齢者虐待防止の推進を図る観点から、虐待の防止等のための体制の整備及び研修の実施についてを追加、第3条第4項に介護関連データ情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進を図る観点から、介護保険関連情報、その他必要な情報の活用について規定を追加しているところです。

35ページをお開き願います。第33条第1項第8号、下のほうでございますけれども、運営規程の記載事項として虐待の防止のための措置に関する事項を追加、36ページ、第34条第5項にハラスメント対策の強化として事業者の責務を踏まえたハラスメント対策を求めることを追加、第34条の2として、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築について追加、第

35条第3項として、感染症対策の強化を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練実施の義務づけを追加するものです。

また、37ページをお開き願います。第35条第3項第1号で、感染症対策委員会については、会議におけるICTの活用としてテレビ電話装置等の活用について規定されているところです。

第36条第2項について、運営規程等の掲示に係る見直しについて、掲示だけでなく、閲覧による対応が可能な旨を追加、38ページ、第42条の2に、虐待の防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらを適切に実施するための担当者の設置を義務づけるものです。

ページ飛びまして73ページをお開きください。第205条の第1項は、記録の保存等に係る見直しとして、介護サービス事業者の業務負担軽減等を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について原則として電磁的な対応を認めることとし、74ページ、同条の第2項として、利用者への説明、同意等に係る見直しについて電磁的記録による対応を認めることとするものです。

以上が4件の条例に共通する9項目の改正となっております。

共通する9項目以外では、54ページに戻っていただきまして、103条第2項として、小規模多機能に係る定員の遵守について、過疎地域等において地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員、設備基準を満たすことを条件として、報酬減算を行わず、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする規定を追加、55ページをお開き願います。指定認知症対応型共同生活介護については、112条第1項で介護従業者の員数において、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされているところを3ユニットの場合であっても各ユニット間の適切な対応が可能な場合においては2人以上の配置に緩和、56ページ、同条第5項において介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごと1人以上の配置から事業所ごとに1名以上の配置に緩和、57ページをお開き願います。第115条において、1事業所のユニット数を「原則1又は2」から「1以上3以下」へ引上げ、58ページ、第119条第8項において、外部評価に係る運営推進会議の活用を追加しているところです。

以上が議案第26号の説明となります。

次に、説明資料77ページからの議案第27号 土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

議案第27号については、最初に説明をした共通9項目の改正と議案第26号で説明した54ページからの小規模多機能に係る利用定員の緩和及び55ページから58ページにかけての認知症対応型共同生活介護での

配置人員の緩和と同様の改正が行われていますので、説明を省略させていただきます。

次に、97ページからの議案第28号 土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

こちらについても最初の共通9項目の改正のほか、質の高いケアマネジメントの推進を目的として、98ページ、第6条第2項において、居宅介護支援事業者は、前6か月間のケアプランのうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護が位置づけられたケアプランが占める割合、同一事業者によって提供されたものが占める割合を利用申込者に対して説明を行うことを新たに求める規定を追加しております。

99ページをお開きいただきまして、第15条20の2号において、訪問介護の回数の多い利用者のケアプランの点検、検証の仕組みを新たに導入し、追加するものです。

次に、105ページをお開き願います。議案第29号 土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

こちらについては、最初の共通9項目に関する改正のみですので、説明を省略をさせていただきます。

それでは、議案の45ページに戻っていただきまして、議案第26号の附則第1条であります。施行期日ではありますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2条以降は、経過措置として、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止等に関しまして、令和6年3月31日までの間は義務ではなく努力義務とする規定を設けているところであります。

次に、54ページをお開き願います。議案第27号の附則の施行期日、経過措置につきましては、先ほどの議案第26号と同様であります。

次に、60ページをお開き願います。議案第28号の附則の第1条、施行期日ではありますが、この条例は令和3年4月1日から施行しますが、第15条20の2号の規定、いわゆるケアプランの点検、検証の仕組みについては令和3年10月1日から施行としているところであります。

第2条以降の経過措置については、議案第26号と同様であります。

次に、64ページをお開き願います。議案第29号の附則の施行期日、経過措置につきましては、これも議案第26号と同様でありますので、省略をさせていただきます。

以上、議案第26号から第29号までの説明といたします。

	秋間議長	これから一括して質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、一括して討論を行います。 (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第26号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第27号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第28号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第29号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
21・22		日程第21、議案第30号「令和3年度土幌町一般会計予算」
23・24		日程第22、議案第31号「令和3年度土幌町国民健康保険事業特別会
25・26		計予算」
27・28		日程第23、議案第32号「令和3年度土幌町後期高齢者医療事業特別
		会計予算」
		日程第24、議案第33号「令和3年度土幌町介護保険事業特別会計予
		算」
		日程第25、議案第34号「令和3年度土幌町介護サービス事業特別会
		計予算」
		日程第26、議案第35号「令和3年度土幌町簡易水道事業特別会計予
		算」
		日程第27、議案第36号「令和3年度土幌町公共下水道事業特別会計
		予算」
		日程第28、議案第37号「令和3年度土幌町国民健康保険病院事業会
		計予算」
		以上の8件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題としている議案第30号から議案第37号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催し、付託案件の審査をすることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会が終了するまで休会することに決定いたしました。

引き続きこの場において予算審査特別委員会を招集します。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時01分)